

平成 30 年度公益財団法人日本スポーツ協会  
公認上級指導員（バドミントン 3 級）養成講習会 開催要項

## 1. 目的

地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導や事業計画の立案などにおいて、クラブ内指導者の中心的な役割を担うとともに、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて、競技別指導にあたる者を養成する。

2. 主催 公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本バドミントン協会
3. 主管 公益財団法人千葉県体育協会  
千葉県バドミントン協会

## 4. カリキュラム

- (1) 共通科目 I・II（集合講習...14 時間、自宅学習...56 時間）  
※講習及び試験などの免除措置については、別に定める基準による。
- (2) 専門科目 21 時間以上（集合講習）  
※時間数は競技団体によって異なる。  
※各競技別に各都道府県競技団体が主管して実施する。  
※講習及び試験の免除措置については、当該中央競技団体が定める基準による。

## 5. 開催期日・開催場所

## 【共通科目】

平成 30 年 11 月 23 日（金）、24 日（土）  
千葉県総合スポーツセンター 宿泊研修所 2 階 第 3 研修室  
〒263-0011 千葉市稲毛区天台町 323

## 【専門科目】

平成 30 年 10 月 7 日（日）、11 月 4 日（日）、11 日（日）  
千葉県総合スポーツセンター スポーツ科学センター 3 階研修室及び 4 階アリーナ  
〒263-0011 千葉市稲毛区天台町 323

## 6. 受講者

## 〈受講条件〉

- (1) 受講年度の 4 月 1 日現在満 22 歳以上で、日本バドミントン協会公認審判員有資格者（3 級以上）あるいは取得予定者で、下記①②いずれかに該当する者でスポーツクラブ等において中心的な役割を担っている者。またはこれから中心的な役割を担う者。

①バドミントン指導員(4 級)有資格者

②各種全国大会出場の競技成績を持つもしくは全国大会出場選手を直接指導した実績のある者。

## 〈受講者数〉

受講者数は 20 名程度とする（特に上限は定めない）。

## 7. 受講申込み

受講希望者は、指導者マイページ (<https://my.japan-sports.or.jp/login>) より申込を行う。  
免除該当者は所定の必要書類を添付し、提出すること。

## 8. 受講料

共通科目 I・II：15,120 円（税込）

共通科目 I・II 講習免除者（※1）：11,040 円（税込）

共通科目 I 免除者：8,640 円（税込）

共通科目 I 免除及び共通科目 II 講習免除者（※2）：7,140 円（税込）

※中学校教諭または高等学校教諭の保健体育一種免許状/保健体育専修免許状保有者

(10.講習会試験の免除 (2) 参照)

専門科目：10,800 円（税込）

(上記金額を基準とし、専門科目の競技特性、講習会等の事情により変更される場合がある)

※免除・資格審査料については別に定める。

使用テキスト：「バドミントンの歴史に学ぶ」「バドミントンの指導理論」2冊で3,000円

## 9. 受講者の決定

指導者マイページにて申し込んだ内容に不備がない者を受講者として内定し、都道府県体育・スポーツ協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

原則として、他の本会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

### (1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め4年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

### (2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

## 10. 講習会・試験の免除

### (1) 講習会・試験の免除

既存資格及び日本スポーツ協会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。

### (2) 講習会の免除

中学校教諭または高等学校教諭の保健体育一種免許状もしくは保健体育専修免許状保有者は、共通科目Ⅰ・Ⅱの集合講習会を免除とし、自宅学習を行い、検定試験のみを受験する。なお、受講申込時に免許状の写しが必要となる（受講料については8. 受講料参照）。

## 11. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、筆記試験による判定とし、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会において審査する。

(2) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認上級指導員養成講習会修了者」として認める。

## 12. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、日本スポーツ協会公認上級指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6か月前までに、日本スポーツ協会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる

(3) 過去に何らかの公認スポーツ指導者資格を取得し現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても上級指導員資格を登録できない場合があるため注意すること。

## 13. その他

本講習会受講に際し取得した個人情報、日本スポーツ協会、各都道府県・スポーツ体育協会、各中央競技団体及び各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係講習会を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

## 14. 問合せ先

<専門科目>千葉県バドミントン協会指導普及担当 担当：谷藤 千香

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33 千葉大学国際教養学部 TEL：043-290-3780

Eメール：tanifuji@faculty.chiba-u.jp

<養成講習会全般>公益財団法人千葉県体育協会 担当：西條 良亮

〒263-0011 千葉市稲毛区天台町 323 TEL：043-254-0023